KANAGAWA
かながわ
2010.6・7月号
No.132

くらしのジャーナル

特集 賢く利用！エコポイント

- 貸金業者からの借入ルールが変わります
- 「食育」について考えましょう
- 美顔器の安全性調査
- 住宅リフォーム　こんな言葉にご注意！
- 市場だよりとお知らせ

エコポイントを利用していますか

地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進を図るために環境省、経済産業省、総務省の三省合同で実施している「家電エコポイント」で、交換できる商品は様々です。

平成22年2月末までのエコポイント発行件数では、テレビが71.29%と最も多く、エアコン15.27%、冷蔵庫13.44%と続いています。また、商品交換の申請件数は、右グラフのとおり商品券・プリペイドカードが91.89%を占めています。

■個人の商品交換数

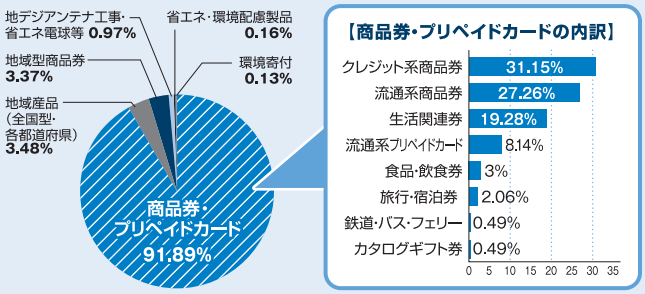

《環境省エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の実施状況について平成22年2月末時点より》

編集・発行　神奈川県消費生活課　〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 ☎045-312-1121（代表） FAX045-312-3506

特集

賢く利用！エコポイント

～家電エコポイントと住宅エコポイント～

●神奈川県消費生活課

地球温暖化対策の推進、経済の活性化を図ることなどを目的に、国が実施しているエコポイント制度。昨年5月から実施している家電エコポイント制度は、今年4月から制度を新たにスタートしています。また、住宅エコポイント制度も始まっています。

環境にやさしい家電商品の購入や住宅の新築、リフォームなどで取得できる「エコポイント」を上手に利用して、環境にやさしい暮らしをはじめませんか。

家電エコポイント制度とは

省エネ性能の高い家電(注1)を購入すると、様々な商品・サービスと交換できる「家電エコポイント」を申請後に受け取れる制度です。

新しい制度では、①申請がより簡単に②地デジ対応テレビはより省エネ性能が高い製品が対象に③LED電球等へのエコポイント交換がこれまでの半分の点数に一の三点が変わりました。

2010家電 エコポイント対象製品 チャレンジ25

(注1)「地上デジタル放送対応テレビ」「エアコン」「冷蔵庫」の省エネ性能を(最小☆、最大☆☆☆☆☆)で評価した統一省エネラベルが4つ星(★★★★)相当以上の家電製品のこと。平成21年5月15日以降に購入した製品が対象。

どんな商品・サービスと交換できるの？

商品券・プリペイドカード、地域型商品券、全国型の地域産品、都道府県型の地域産品、省エネ・環境配慮製品、環境活動を行っている団体への寄付などに交換できます。

申請方法は？

申請方法は、インターネット申請と書面申請があります。

〈インターネット申請〉

https://eco-points.jp/apply/howto.html から必要事項を入力してください。

入力後、プリントアウトした申請書に必要書類を添付し、グリーン家電エコポイント事務局に郵送してください。

(申請後に家電エコポイントの管理、照会、ポイント交換がインターネット上で簡単に行えます。書面申請に比べエコポイントが平均で1週間程度早く発行されます。)

〈書面申請〉

販売店等から入手された申請書に必要事項を記入し必要書類を添付し、グリーン家電エコポイント事務局に郵送してください。

必要な書類は？

❶**申請書**

❷**メーカー発行の保証書(コピー)**・・・購入日、購入店、購入製品の型番・製造番号が分かるもの

❸**領収書／レシート(原本)**・・・購入日、購入店、購入製品の型番、購入者名が分かるもの(申請後、返却されません)

❹**家電リサイクル券の排出者控え(コピー)**・・・リサイクルされた方のみ必要

※店頭利用の申請手続きは、お店が行います。

申請・交換期限は？

■家電エコポイントは、対象製品を平成22年12月31日までに購入したものが対象です。

■家電エコポイントの登録申請期限は平成23年2月28日(当日消印有効)です。

■登録された家電エコポイントが商品と交換できる期限は平成24年3月31日です。

家電エコポイントについて詳しくは

http://eco-points.jp/index.html をご覧いただくか、グリーン家電エコポイント事務局にお問い合わせください。

問い合わせは、**グリーン家電エコポイント事務局**へ　9:00～17:00(土・日・祝日含む)　※通話料は有料です。

●一般電話からは・・・・・・・・**0570-064-322**(有料)

●IP電話・PHSからは・・・・**022-745-0500**(申請のお問い合わせ)　**011-271-0613**(ポイントのお問い合わせ)

住宅エコポイント制度とは

省エネ効果の高い住宅を新築したり、外壁や窓の断熱改修、バリアフリー改修などのエコリフォームを行ったりした場合、商品・サービス・追加の工事費用と交換可能なエコポイントを申請後に受け取れる制度です。

対象・申請期限

区　分	対　象	申請期限
エコ住宅の新築	2009(平成21)年12月8日～2010(平成22)年12月31日に建築着工したもの(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限る)	一戸建て住宅 2011(平成23)年6月30日まで
		共同住宅等 2011(平成23)年12月31日まで ただし、階数が11以上の場合、2012(平成24)年12月31日まで
エコリフォーム	2010(平成22)年1月1日～12月31日に工事着工したもの(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限る)	2011(平成23)年3月31日まで

※エコ住宅の新築でポイントを申請するには、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です

どんな商品・サービスと交換できるの?

❶商品(注2)への交換または環境寄付
(注2)省エネ・環境配慮製品、各都道府県の地域産品、全国型の地域産品、商品券・プリペイドカード、地域型商品券

❷追加で実施する工事費用への充当(即時交換)
エコ住宅の新築／エコリフォームに追加で実施する工事にポイントを工事費用として充当できます(1ポイント=1円換算)。ただし、ポイントの発行対象となる工事と同じ工事施工者が実施するものが対象です。

申請方法は?

工事が完了したら、ポイントの発行・交換申請をしますが、新築かリフォームか、またその工事の内容によって必要書類が違います。申請者だけでなく、メーカーや工事施行事業者が作成する書類も必要となりますので、事業者によく確認しましょう。

申請は、窓口へ持参する方法と、住宅エコポイント事務局に郵送することもできます。

住宅エコポイントについて詳しくは

http://jutaku.eco-points.jp/use/ をご覧いただくか、住宅エコポイント事務局へお問い合わせください。
問い合わせは、**住宅エコポイント事務局**へ　9:00～17:00(土・日・祝日含む)　※通話料は有料です。
●一般電話からは……**0570-064-717**
●IP電話・PHSからは……**03-5911-7803**(申請前のお問い合わせ)　**03-5911-7804**(申請後のお問い合わせ)

住宅の新築・リフォーム全般についての消費者相談は ▶ 住宅紛争処理支援センター ☎03-3556-5147

契約・購入前の注意点

エコポイントの対象となる家電製品は、決して安いものではありませんし、住宅の新築やリフォームは高額な契約となります。ローンを組む場合は、返済額が収入に見合った範囲内かどうか考えましょう。

住宅エコポイントでは、エコポイントを追加工事に充てることができますが、エコポイントが発行されるからといって不要な工事をする必要はありません。家電製品についても、エコポイント取得のメリットと、自分の生活がどの程度省エネになるのかなど、よく考えて判断しましょう。

エコポイントが目的なのか、省エネによる光熱水費の削減や環境配慮が目的なのか、消費者自身がしっかり決めましょう。

6月から貸金業者からの借入れルールが変わります

●神奈川県金融課

改正貸金業法は、平成18年12月の成立・公布以来、段階的に施行されてきましたが、今年の6月18日に完全施行され、貸金業者からの借入れのルールが大きく変わります。特に、年収の3分の1以内に借入れを制限する総量規制が導入されますので、お金の使い方を見直し、計画的な借入れをしましょう。

① 制限金利の引き下げ等

貸金業者からお金を借りる場合の制限金利が、年利29.2%から年利15～20%に引下げられます。借入れの元本額により制限金利が変わってきますので、借入の元本額に応じた制限内の金利になっているか、必ず確認してください。

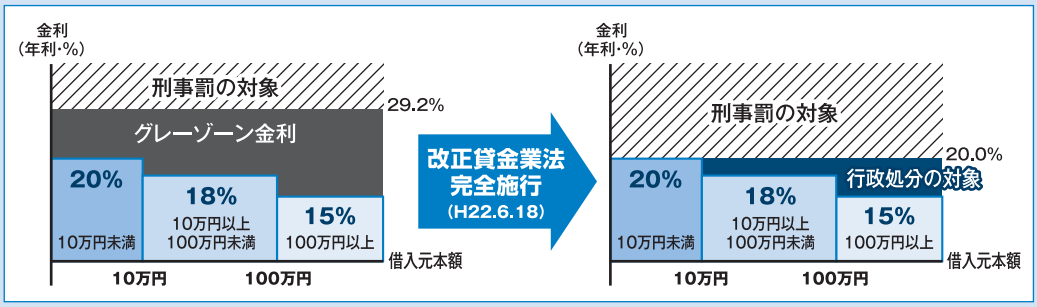

② 総量規制の導入（貸金業者からの借入れは年収の3分の1以内に）

サラリーマンなど、個人が貸金業者から借入れをする場合、原則として、貸金業者に対するそれまでの借入残高（複数の貸金業者に対し借入れがある場合は、全ての貸金業者に対する借入残高）も含めて、その人の年収の3分の1以内の額しか借入れができなくなります。

また、借入申込者は、新たな借入額と借入残高を合算し50万円（複数の貸金業者に借入れがある場合には、全ての借入残高を含めた額が100万円）を超える場合には、貸金業者に源泉徴収票等の提出が必要になります。

Aさん（年収300万円、貸金業者3社に60万円の借入残高あり）の例

（Aさんの年収 300万円 × 1/3） − 全ての貸金業者に対する借入残高 60万円 ＝ Aさんが貸金業者から新たに借入れができる限度額 40万円

【専業主婦（夫）の借入れ】

専業主婦（夫）が貸金業者から借入れをする場合、借入残高と配偶者の借入残高も含め、配偶者の年収の3分の1が借入限度額になります。また、借入れに当たっては、配偶者の同意書を貸金業者に提出しなければなりません。

【個人事業主の借入れ】

個人事業主が貸金業者から借入れる場合、総量規制の適用があり、年収の3分の1以内の借入れに制限されますが、事業計画、収支計画、資金計画等を提出し、貸金業者が、年収の3分の1を超えても返済能力があると認める場合には、借入れが可能になります。

③ ヤミ金融からは絶対に借りないで

NO!

借入残高が年収の3分の1を超え、貸金業者から借入れが制限されたとしても、ヤミ金融からは絶対に借りないでください。ヤミ金融は、借入れが困難になった人を言葉巧みに誘って、後で違法な高金利を要求したり、執拗な取り立てをして、あなたの大切な財産を奪っていきます。本当に借入れが必要なのか、お金の使い方を見直し、可能なところは節約しましょう。なお、次のホームページで登録を確認できなければ、ヤミ金融です。

http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php

改正貸金業法や貸金業者の登録の有無等に関する問い合わせ ……▶ 神奈川県金融課 ☎045-210-5690

多重債務相談窓口 ……▶ 横浜財務事務所理財課（相談ダイヤル）☎045-633-2335 平日9～12時、13～17時

生活再建支援相談

家計管理などを含め借金をしない生活を営めるよう、専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。

電話相談 毎日13時～18時 ☎045-312-1881（いちはやい）

面接相談 月曜～金曜16時～20時 ／ 土曜・日曜・祝休日10時～16時（面接相談は予約制です。事前に☎045-312-1881で日程調整をしてください。）

「食育」について考えましょう

～6月は食育月間です。食育の大切さについて考え、実践してみませんか～

●神奈川県かながわ農林水産ブランド戦略課

食育ってなに？

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活をおくることのできる人を育てることです。

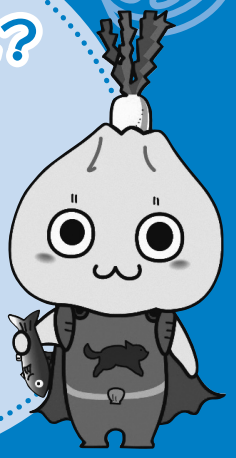

食育マスコット「かなふぅ」

家庭や仕事、地域活動の中で、私たちができること

参加する

農林水産業体験への参加を通じて食の大切さや理解を深める。

例えば 県立花と緑のふれあいセンター「花菜（かな）ガーデン」で園芸と農業を親しみ、学び、体験できます。
平塚市寺田縄496-1　電話0463-73-6170

食に関する講習会や生活習慣病予防教室等に参加し、食と健康に関する理解を深める。

例えば 県では「食育出前講座」を実施しています。

知る

食品の安全性や表示等に関する知識を深める。

例えば 各地で「かながわ食の安全・安心基礎講座」を実施しています。

地域の農林水産業や地場産品、伝統料理・郷土料理への関心をもつ。

例えば かながわ農林水産品のインターネットサイト「かなさんの畑」http://kanasan-no-hatake.jp/では、かながわ産品やレシピ、地産地消について知ることができます。

実践する

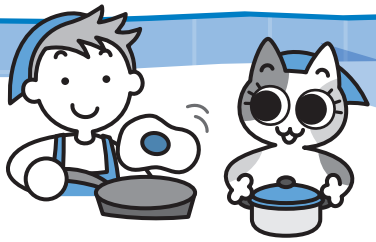

規則正しい食生活をおくり、適度な運動と栄養バランスの取れた食生活を実践する。

例えば 朝ごはんは家族そろって食べることを心がけましょう。

家族や友人と楽しく食事をしたり、調理をしたりすることを心がける。

例えば 親子で料理教室に参加し、一緒に調理をしてみましょう。

食べ残しをしないことや、生ゴミを堆肥化するなど、食べ物を無駄にしない。

例えば 「もったいない」という気持ちで食べ物を大切にしましょう。

伝える

行事食や郷土料理の知識を得て、家庭で味わうなど、食の歴史や文化を伝承する。

例えば 行事食・郷土食を伝える講習会に参加してみましょう。

家庭での食事を通して、子どもたちに望ましい生活習慣・食習慣・食事マナーを身に付けさせる。

例えば 「いただきます」「ごちそうさま」といった食事のあいさつを心がけましょう。

詳しくは http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0513/syokuiku/index.htmlをご覧ください。

かながわの食育　検索

美顔器の安全性調査

●神奈川県消費生活課

最近、直接肌に触れるローラー式の美顔器が普及してきており、美顔器を使用して、肌あれやかぶれ等が発生したという事例が消費生活センターへ寄せられています。それらの原因として、金属アレルギーの可能性が考えられます。そこで、金属が人工の汗に溶出されるかを調査しました。

1 調査の概要

〈表1〉

調査対象	形状の異なるローラー式美顔器5件
調査内容	美顔器に人工の汗を使用し、下記の金属の溶出試験を実施した。
試験対象とした金属	アレルギーを起こしやすいと言われているニッケル、コバルト、クロム、スズや、含有が美顔器に表示されているゲルマニウムをはじめ、マンガン、モリブデン、アルミニウム、プラチナ、チタン、銀及び鉛の12金属
調査期間	平成21年4月から平成22年3月まで
連携研究機関	神奈川県衛生研究所 財団法人　北里環境科学センター

2 調査結果

人工汗に溶け出してくる金属濃度の主なものは、〈表2〉に示すとおりです。試験した12金属のうちモリブデンを除く11金属がいずれかの商品の溶出液から検出され、濃度範囲は0.003～51μg（マイクログラム）(注1)/㎠でした。

ニッケルについては、EC指令(注2)の数値を超えるものが、見られました。一方コバルト、クロム、スズについては微量の検出でした。ゲルマニウムも検出されており、商業的には人の体には良いと宣伝されていますが、人への影響は確立されているわけではありません。医療機器の認証を受けていない、今回の美顔器に過大な効果を望むことは慎むべきと思われます。また、美顔器を使用するにあたって金属アレルギーの心配がある場合は、あらかじめ医師に相談することが望ましいものと思われます。

(注1)μg(マイクログラム):100万分の1グラムのこと
(注2)EC指令:ヨーロッパにおけるニッケルの使用制限指令
ニッケルについての規制は、日本では制定されていないが、欧州ではニッケルに関して皮膚と直接かつ長時間接触するイヤリングやネックレスなどの製品について溶出量が0.5μg/㎠/週を超えないものと定められている。

3 美顔器の金属溶出試験結果

〈表2〉

No.	美顔器の形態	使用方法等の表示	試験した金属（単位はμg/㎠）		
			ニッケル	コバルト	ゲルマニウム
1		一日5分～10分の簡単ケア コロコロ転がすだけの簡単ケアで透き通る透明肌へ	2.2	0.17	
2		3ステップで小顔美人に変身!3分で別人 優しく奏でるように肌をコロコロ	0.7	0.003	
3		3分間1クールで3回行ってください コロコロエステで笑顔美人 ローラーをコロコロするだけですっかり美人	0.016	0.002未満	51
4	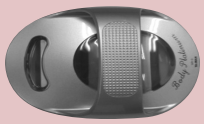	気になる部分ごとに1日5分 体やお顔の上でコロコロと転がすだけと、驚くほど簡単	21	10	0.13
5		（使用時間案内表示無） シルバーゲルマニウム合金部分をごく軽く肌に当て動かすことにより非常に滑らかに回転いたします。	0.24	0.067	20

●検出限界:0.002μg／㎠　●試験した箇所は、皮膚接触部であるローラー部分（支持部を含む）

＋＋＋ 賢い消費者になるには ＋＋＋

ローラー式美顔器は直接顔面に接触させることから、以下のことに注意しましょう。

●取扱説明書の使用方法を守り、効果を期待するあまり過剰な使用は控える。
●体調のすぐれない時は使用を控える。　●皮膚疾患等のある身体の場所や指定された場所以外には使用しない。
●金属アレルギーが心配される場合は、使用の前に医師に相談する。●使用して、異常を感じたらすぐ使用を中止し、医師に相談する。
●商業ベースでは体に良いと言われているゲルマニウムが溶け出してくる製品があるが、人体への影響は明確ではなく、効果を過信しない。

●神奈川県消費生活課

高齢者などを狙う 悪質な住宅リフォーム業者 こんな言葉にご注意!

「今すぐ工事しないと大変なことになる」などと不安をあおり、高齢者などに対し、訪問販売で悪質な勧誘・契約を行う住宅リフォーム業者が後を絶ちません。

湿気の多いシーズンを迎え、訪問してきた事業者から「床下が腐っている」などと、強引にリフォーム工事の契約を迫られるケースが予想されます。くれぐれもご注意ください。

悪質な住宅リフォーム業者の手口の例

	一戸建ての場合	集合住宅の場合
第一段階	「近所で工事をやっている者だが、無料の点検をしないか」「以前、お宅の工事をやった業者の後を引き継いだ業者だ。その後の点検に来た」などと言って、床下や屋根の点検などを口実に消費者宅に上がり込む。	「以前からこのマンションで工事をやっている業者だが点検に来た」「このマンション全体で工事をすることになったので、あいさつに来た」などと言ってガス給湯器や分電盤などの点検、工事のお知らせなどを口実に消費者宅に上がり込む。
第二段階	点検後、「家の基礎にひびが入っている」「水漏れしており床下が腐っている。このままでは危険」などと言って不安をあおる。	「ガス給湯器は10年経ったら交換しなければならない」「今すぐ交換しなければ大変なことになる」などと言って不安をあおる。
第三段階	次のような強引な方法で、リフォーム工事の契約を交わす。 ◆消費者が契約を断っているのに帰ろうとせず、長時間にわたり執拗に勧誘する。 ◆一方的に契約書を作成し、消費者に署名・押印を迫る。 ◆特に「お金がない」と断っている高齢者に対し、「工事はやらなきゃいけないんだよ」などと怒鳴りつけたり、「このマンションを売ってでも金を払えよ」と言ったりして、消費者を威迫し困惑させる。	
第四段階	工事終了後、「工事代金の集金にきた」「その後の状況の点検に来た」などと言って再訪問し、同様の方法で別の工事を勧誘・契約する。	

このようなトラブルにあわないために

☑安易に玄関の扉を開けないこと!

「点検に来ました」「この一帯を回っています」などと言ってくる場合は、特に注意が必要です。「点検だけやってもらって帰ってもらおう」などと思って、一旦、扉を開けてしまうと、業者は、何としても契約させようと、あらゆる手段を使ってきます。何よりも事業者と接触する時間を短くすることが大切です。

☑不要な工事はきっぱりと断る!それでもダメなら110番!

事業者を家の中に入れてしまい、不要な契約を迫られた場合は、「いらないからお断りします」ときっぱりと言ってください。それでも帰らないようであれば、ためらわず、110番をして警察を呼んでください。悪質事業者から身を守るためには、強い気持ちを持って対応することが大切です。

☑契約をしてしまった場合は、消費生活センターへ!

契約をしてしまった場合(代金を支払ってしまった場合や工事が済んでしまった場合も含みます。)でも、訪問販売の場合、クーリング・オフの制度があります。契約書の受領日を含め8日間は、無条件で契約を解除し、支払った代金の返金を請求できますので、お住まいの地域にある消費生活センターに速やかにご相談ください。また、8日間を過ぎてしまった場合もあきらめず、ご相談ください。

市場だより

やさい　くだもの

だいこんが千葉、宮城から入荷され、入荷量は前年並みですが、価格はやや高くなりそうです。**にんじん**は徳島、千葉から入荷され、天候不順により入荷量はやや少なく、価格は高くなりそうです。**キャベツ**は神奈川、茨城から入荷され、入荷量はやや多く、価格はやや安くなりそうです。**きゅうり**は埼玉、群馬から入荷され、入荷量はやや少なく、価格はやや高くなりそうです。**トマト**は栃木から入荷され、入荷量は前年並みですが、生育が遅れており、価格はやや高くなりそうです。

果物は、**いちご**が栃木、宮城から入荷され、入荷量、価格とも前年並みとなりそうです。**アンデスメロン**が茨城から入荷され、3～4月の天候不順で小玉傾向で、入荷量は少なく、価格は高くなりそうです。

さかな

カツオは静岡、千葉から入荷され、入荷量、価格ともに前年並みになりそうです。アジは長崎から、**スルメ**は石川から、キスは愛知から、**イサキ**は山口からそれぞれ出荷されます。ともに入荷量はやや少なく、価格はやや高くなりそうです。

＊5月初旬の卸売業者、横浜市中央卸売市場からの情報に基づくものです。

お知らせ

くらしの問題に取り組むグループを支援します
～平成22年度消費者団体研究活動等奨励事業の募集～

神奈川県では、県内の消費者団体や地域のグループ、各種サークルのみなさんが自主的に取り組まれているくらしに身近なテーマに関する調査研究や実践活動等を支援します。

例
- グリーンコンシューマー活動を地域に広げたい。
- 高齢者の「食」の問題を考えたい。
- 私たちは個人情報をどのように守るのか。

《支援できる条件は》
神奈川県内を活動拠点とする団体が行うくらしの問題をテーマとする活動であること。
※研究の成果は、研究活動報告会等で発表していただく予定です。

《奨励金は》
申請された調査研究活動等に要する経費の一部を奨励金として支給します。

《応募締切》
所定の「申請書」に必要事項を記入し、必要書類（規約・会則等、構成員名簿、活動実績・予算書）を添えて提出してください。
平成22年6月7日（月）

【問い合わせ】
県消費生活課普及推進グループ ☎**045-312-1121（内線2642）**

インターネット被害未然防止講座

インターネットの利用による架空請求や、インターネットショッピング等でのトラブルに遭わないよう、インターネットの世界にひそむ危険を体験してみませんか。

	第１回	第２回
日時	**6月30日**(水)～**7月6日**(火) 【午前の部】10時30分～12時30分 【午後の部】14時～16時 ※土・日も開催。 6月30日は午後の部のみ。	**7月29日**(木)～**8月4日**(水) 【午前の部】10時～12時 【午後の部】14時～16時 ※土・日も開催。 7月29日は午後の部のみ。
場所	横浜新都市ビル(そごう横浜店) 9階　No.1ルーム	ヴェルクよこすか(横須賀市勤労福祉会館) 3階　第7会議室
定員	各回(2時間)15人	

※第１回と第2回の内容は同じです。

【問い合わせ・申し込み】
電話かファクシミリで、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、希望の日時（午前、午後の別）を県消費生活課へお知らせください。
☎**045-312-1121（内線2643）**　ﾌｧｸｼﾐﾘ**045-312-3506**

CM映像募集！
消費者被害未然防止CM映像コンクール

携帯電話に関するトラブルや悪質商法の被害に遭わないように呼びかけるCM映像を募集します。

対象者 29歳以下の県内在住・在学・在勤の個人又はその団体

募集開始 募集は7月から始める予定です。
詳しくは県消費生活課 ☎**045-312-1121**（内線**2642**）へお問い合わせください。

※8月1日発行の「くらしのジャーナル8・9月号」にも掲載予定です。

改正貸金業法・ヤミ金融　無料相談会

日時	**6月21日**(月)～**23日**(水) 13時～16時	**7月23日**(金) 10時～17時
場所	神奈川県司法書士会館 （横浜市中区吉浜町1番地）	横浜市開港記念会館2階8号室 （横浜市中区本町1-6）
相談員	司法書士・県金融課職員等	弁護士・県金融課職員等
相談方法	電話045-641-2355で相談 または来所による面接相談（予約優先）	来所による面接相談（予約優先）

予約・問い合わせ　県金融課 ☎045-210-5690

消費生活のご相談・お問い合わせは、お住まいの市町村の相談窓口へ

- 横浜市　☎045-845-6666
- 川崎市　☎044-200-3030
- 相模原市（北）　☎042-775-1770
  （相模原）　☎042-776-2511
  （南）　☎042-749-2175
- 横須賀市　☎046-821-1314
- 平塚市　☎0463-21-7530
  （大磯町、二宮町にお住まいの方も）
- 鎌倉市　☎0467-24-0077
- 藤沢市　☎0466-25-1111
- 小田原市　☎0465-33-1777
  （箱根町、真鶴町、湯河原町にお住まいの方も）
- 茅ヶ崎市　☎0467-82-1111
  （寒川町にお住まいの方も）
- 逗子市　☎046-873-1111
- 三浦市　☎046-882-1111
- 秦野市　☎0463-82-5181
- 厚木市　☎046-294-5800
  （清川村にお住まいの方も）
- 大和市　☎046-260-5120
- 伊勢原市　☎0463-94-4711
- 海老名市　☎046-292-1000
- 座間市　☎046-252-8490
- 南足柄市　☎0465-71-0163
  （中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も）
- 綾瀬市　☎0467-70-3335
- 葉山町　☎046-876-1111
- 寒川町　☎0467-74-1111
  （茅ヶ崎市にお住まいの方も）
- 愛川町　☎046-285-2111

かながわ中央消費生活センター
☎045−311−0999

物価に関するご意見・ご質問は ◎県物価ダイヤル　消費生活課企画グループ 045-312-1121（代）

県消費生活課ホームページアドレス　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/

「かながわ くらしのジャーナル」は、県機関・公民館・図書館・金融機関・一部スーパーなどにおいてあります。　この情報誌は、再生紙を使用しています。

［平成22年6月1日発行］　デザイン：(株)ヘルベチカ　印刷所：(有)青史堂印刷